

9/15 木

## 深刻な介護職員不足

厚労省

介護職員の深刻な人手不足に対し、厚生労働省は人員配置基準の緩和や外国人職員の活用などで不足分を補おうとしています。低賃金でも悪な労働条件の抜本的改善には手を付けず、いっそく“安上がり”な介護としていく姿勢が見えます。

厚労省が8日の社会保障審議会の分科会で示した「論点」は、「柔軟な働き方」の推進です。

岸田政権の「規制改革実施計画2020」に基づき、事業所で原則、常勤・専従とされている管理

者（施設長）について、一人の管理者が別の介護事業所の管理者を兼務できる範囲を広げる方向を示唆しました。

現行でも管理者は△同じ敷地内や隣接の事業所で管理者か他職種との兼務△同じ事業所で他職種との兼務△正規の職員として基準上の人数に算入できません。候補者は約2千人（8月1日時点）、技能実習生は1万5千人（昨年6月末時点）が日本に在留しています。

厚労省は、「生産性の向上」を「実じん介護口ボットの活用や、身体介護以外の業務を主に行う

介護施設で受け入れる外

国人技能実習生や、経済連携協定（EPA）に基

づき就労・研修している外国人の介護福祉士候補者について、働き始めた直後から人員配置基準にカウントできるようになります。案を提起しました。

現行では、日本語能力や介護技術の向上に必要な期間を考慮し、就労開始から6ヶ月経過した段階で正規の職員として基準上の人数に算入できます。候補者は約2千人（8月1日時点）、技能実習生は1万5千人（昨年6月末時点）が日本に在留しています。

厚労省は、「生産性の向上」を「実じん介護口ボットの活用や、身体介護以外の業務を主に行う「介護助手」の利用促進も「論点」に挙げまし

た。ただ、介護助手も大半が高齢者で、無資格者は全体の約6割（厚労省調査）を占めています。

分科会では、人手不足を少しでも解消したいたが、「兼務が進めば、利用者の安全やサービスの質への影響、業務負担増や離職の増加で、人材確保につながる懸念がある」と指摘。「技能実習やEPAの制度趣向を踏まれば、安易に要件を緩和すべきではない」（ともに連合）などの懸念が相次ぎました。「生産性の向上」にも「配置基準の緩和ありきとならないよう」（日本看護協会）と求める意見が出ました。